

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	食鳥の脱羽後検査
②	法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
③	法令番号	平成2年法律70号
④	根拠条項	第15条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第15条 2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査(以下「脱羽後検査」という。)を受けなければならない。
⑦	審査基準	食鳥検査実施要領(平成4年厚生省衛乳第70号)第4
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生係(075-414-4759)
⑬	備考	